

○世田谷区介護保険料区独自減額措置実施要綱

平成13年10月 1 日世保福介発第220号

注 平成24年 4 月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成24年 4 月 1 日24世介保第388号

平成26年 3 月24日25世介保第1055号

平成26年 4 月 1 日26世介保第464号

平成27年 5 月26日27世介保第199号

平成27年12月10日27世介保第901号

平成28年 2 月29日27世介保第1170号

世田谷区介護保険料区独自減額措置実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険料（以下「保険料」という。）が賦課されている第 1 号被保険者のうち、保険料の負担が経済的に困難なものに対し、世田谷区介護保険条例（平成12年 3 月世田谷区条例第41号。以下「条例」という。）第14条第 1 項第 5 号の規定に基づき保険料の減額を行うことにより、その生活の安定を図り、もって高齢者の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 前条の保険料の減額を行う対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施設入所者（介護保険施設、社会福祉施設及び医療施設であつて入所機能を有する施設に入所している者をいう。）を除いた介護保険の第 1 号被保険者で、賦課期日（ただし、賦課期日後に資格を取得した第 1 号被保険者の場合は、資格を取得した日とする。以下同じ。）現在で条例第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する者であること。
- (2) 世帯の年間収入額（日常生活を営むために受け取る年金、給与、仕送り、その他の収入の合計額をいう。）が150万円（世帯構成員が 1 人増加するごとに50万円を加算する。）以下であること。
- (3) 世帯が保有する預貯金等の額が350万円（世帯構成員が 1 人増加するごとに100万円を加算する。）以下であること。
- (4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用

し得る資産を所有していないこと。

(5) 所得税の課税者又は住民税の課税者に係る扶養控除の対象となっていないこと及び他の者が被保険者となっている医療保険の被扶養者となっていないこと。

(6) 保険料の滞納がないこと。ただし、滞納保険料の納付の意思を確認することができたときは、この限りではない。

(減額の申請)

第3条 保険料の減額の申請は、条例第14条第2項に定めるところによる。

2 区長は、保険料の減額申請に係る事務を効率的に行うため、当該申請前に保険料の減額の申請を行おうとする者に世田谷区介護保険料区独自減額調査票(第1号様式。以下「調査票」という。)を提出させるものとする。

3 区長は、前項により保険料の減額に該当すると認めたときは、世田谷区介護保険料区独自減額申請書(第2号様式)を提出させるものとする。

4 区長は、第2項の調査票に記載した収入状況を証する書類等を添付させ、又は提示させることができる。

(減額決定の通知)

第4条 区長は、保険料の減額を決定、変更又は却下したときは、介護保険料区独自減額決定・変更・却下・取消通知書(第3号様式)により、申請者に通知しなければならない。

2 区長は、前項の規定により保険料の減額を決定したときは、世田谷区介護保険料変更通知書(介護保険に関する様式等を定める要綱(平成13年2月世保福介発第241号)第13号の3様式)により保険料の減額を受けた者に通知しなければならない。

(減額後の額)

第5条 減額決定後の保険料は、条例第5条第1項第2号に規定する額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、保険料の減額に関し必要な事項は、別に高齢福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月17日世保福介第147号により改正)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月27日世保福介第60号により改正)

この要綱は、平成15年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月14日18世保福介第139号により改正）

この要綱は、平成18年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日24世介保第388号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日25世介保第1055号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26世介保第464号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日27世介保第199号）

この要綱は、平成27年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月10日27世介保第901号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日27世介保第1170号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。